

平成28年度

## 高度医療機器整備補助金

評価表 NO.

15

所管部課名	市民健康課	担当者	中園					
事務事業名	救急医療体制支援事業費							
根拠法令	高度医療機器整備補助金交付要領							
補助経過年数	6年以上10年以下							
平成28年度 予算額	国県支出金	一般財源	その他	その他の内容				
	50,000 千円	千円	千円	50,000 千円 医療福祉対策基金				
	指標名	目標値	目標年度					
成果指標①	来院患者数	26,900 人	平成33年度					
成果指標②	高度医療機器の稼動件数	2,500 件	平成33年度					
補助対象者	川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院							
補助対象経費	高度医療機器の購入に係る経費							
補助対象事業・活動の内容	高度医療機器の購入に係る経費について交付する							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	高度医療機器購入額からその他収入を控除した額の2分の1以内で5千万円を限度							
上記項目の積算方法	同上							
補助を 受ける 3年 の事業 (団体) 等の 決算 状況	項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		
		金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)	
	収入	自己資金	0		0		47,628,000	52.9%
		会費収入						0.0%
		事業収入					47,628,000	52.9%
		寄付金・その他助成						0.0%
		市補助金					42,336,000	47.1%
		(前年度繰越金)						0.0%
	計	0		0		89,964,000	100.0%	
	支出	事業費					89,964,000	100.0%
		人件費						0.0%
		その他事務費						0.0%
								0.0%
								0.0%
		(翌年度繰越金)						0.0%
	計	0		0		89,964,000	100.0%	
	支出計/前年度支出計							
自己資金/前年度自己資金								
翌年度繰越金/市補助金						0.0%		
交付件数	—		—		1 件			
成果指標の推移①	—		—		26,901 人			
成果指標の推移②	—		—		2,533 件			
特記すべき事項等	【前回評価】なし(平成20年度創設。平成22年度及び平成24～26年度においては、医療機関から申請要望がなかったため、予算なし。) 【費用対効果】高度専門医療の充実 【補助事業以外の事業】救急医療や高度な専門医療に係る事業							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	地域の中核病院の医療機器導入を支援することで、高度医療の受診機会を確保でき、市民の健康維持と福祉向上に寄与している。
必要性	次のいずれかに該当するものである。	A	①に該当。 地域の中核病院を支援することで市民の健康維持と福祉向上に寄与している。
	① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。		
	② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。		
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	中核病院への高度医療機器整備は市民の医療福祉向上に有効であるが、この補助金は単年度の機器整備に対する補助であり、来院患者数、高度医療機器の稼働件数の比較による効果の検証はむずかしい。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	地域の中核病院である川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院で実施されるべき事業である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	高度医療機器は高額であり限度額を交付要領第3条に規定している。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	C	補助事業者においても高度医療や救急医療の充実に務めており、地域の中核病院の支援を続けることが市民の福祉向上につながるものである。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	川内市医師会立市民病院、済生会川内病院ともに地域の中核病院として貢献しており、公益性が認められる。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	地域医療の環境整備には財政的支援が最善の手段である。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	B	交付要領第4条に規定しており妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	≪今後の改革の方向性≫ <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管  <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪上記方向の理由≫ 公益性、必要性、有効性、適格性及び妥当性の結果から総合的に判断した。	外部評価結果	≪視点別評価≫ 公益性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 必要性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	≪改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画≫		≪今後の改革の方向性≫ <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の補助金と統合 <input type="checkbox"/> 補助内容の改善 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 移管  <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 ≪まとめ≫

## 高度医療機器整備補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）に規定された事項を実施するため、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる高度医療機器整備補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 高度医療機器整備補助金に係る補助事業等は、川内市医師会立市民病院及び済生会川内病院において、必要な高度医療機器を導入し、市民の健康維持と高度医療の受診の確保に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 高度医療機器整備補助金は、補助率を高度医療機器購入額からその他収入を控除した額の2分の1以内、5千万円を限度とし、予算の範囲内において定める。

2 予算の範囲において、単年度で補助金の額を措置できない場合は、複数年度により措置することができる。

3 補助金は千円単位とし、千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助対象経費)

第4条 高度医療機器整備補助金は、高度医療機器の購入に係る経費について交付する。

(交付の申請)

第5条 高度医療機器整備補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、機器購入予定日の30日前までとする。

2 高度医療機器整備補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 高度医療機器整備計画（実績）明細書（様式第1号）
- (2) 高度医療機器見積書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 高度医療機器整備補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げる場合のほか、高度医療機器整備補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 高度医療機器整備補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 高度医療機器整備計画（実績）明細書（様式第1号）
- (2) 高度医療機器契約書及び納品書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 高度医療機器整備補助金の効果（条例第4条第2項第1号の効果をいう。）は、次の各号に掲げる指標を用いて測定するものとする。

(1) 来院患者数

(2) 高度医療機器の稼働件数

(補助事業者の責務)

第9条 高度医療機器整備補助金の交付を受けた補助事業者等は、市民が身近で、安心して多様な医療が受けられるよう、本市と連携して地域医療に貢献しなければならない。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市民福祉部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年10月1日から施行する。